

<旅館・ホテル関係の廃止手続き>

【長崎県南保健所 衛生環境課】担当者が不在の場合がありますので、来所の際は事前連絡ください。
TEL:0957-62-3288 FAX:0957-64-6520 E-mail:s11620@pref.nagasaki.lg.jp

関係各法令		申請書類名等 (クリックでリンクします)	届出時期	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
1	旅館業法	旅館業営業廃止届	廃止後10日以内	1部	不要	許可証(原本)	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→ 「生活衛生」→「旅館業」 
		許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
2	公衆浴場法 ※必要な場合のみ	公衆浴場法営業廃止届	廃止後10日以内	1部	不要	許可証(原本)	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→ 「生活衛生」→「公衆浴場」 
		許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
3	興行場法 ※必要な場合のみ	興行場営業廃止届	廃止後10日以内	1部	不要	許可証(原本)	県庁トップ画面→(左)組織でさがす→(県民生活環境部)生 活環境課→生活衛生課営業指導関係→生活衛生関係各種 届出様式 
		許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
4	建築物衛生法 (特定建築物) ※必要な場合のみ	特定建築物の(変更)届出書	廃止後1か月以 内	2部	不要	不要	県庁トップ画面→(左)組織でさがす→(県民生活環境部)生 活環境課→生活衛生課営業指導関係→生活衛生関係各種 届出様式
5	食品衛生法 ※必要な場合のみ	営業許可申請書・営業届(廃業)	廃止後	1部	不要	許可証(原本)	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→ 「食品衛生」→「食品営業許可について」→「食品営業許可 届出について」 
		許可指令書紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
6	温泉法 ※必要な場合のみ	温泉利用許可廃止届	廃止後	1部	不要	許可証(原本)	検索サイトで「長崎県南保健所 衛生環境課」で検索→ 「生活衛生」→「温泉」 
		許可証紛失届(必要に応じて)	廃業届提出時	1部	不要	不要	
8	水質汚濁防止法	特定施設廃止の届出	廃止後30日以内	2部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→(左)組織でさがす→(県民生活環境部)地 域環境課→(業務一覧)環境監視→届出等様式(環境保 全)→水質汚濁防止法関係届出等様式 
9	浄化槽法 ※必要な場合のみ	浄化槽使用廃止届出書	廃止後30日以内	3部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→電子申請→電子申請システムはこちら→申 請書ダウンロード→(検索キーワード)「浄化槽」で検索 